

お客様各位

日本計量器工業株式会社

今後（2021年以降）のガラス製水銀温度計の製造・使用について

平素は、ガラス製水銀温度計のご使用につきまして、弊社製品をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。この度、＜水銀に関する水俣条約＞が2013年(平成25年)10月に熊本県で開催された外交会議で、採択署名が行われました。また、2015年(平成27年)6月に＜水銀による環境汚染の防止に関する法律＞が可決成立しています。これにより2020年の年末からガラス製水銀温度計の製造／輸出入が禁止されます。

但し、この条約・法律で下記内容のガラス製水銀温度計につきましては、規制の対象外になりますので、ご理解頂き、ご使用頂ければと思います。

①現在ご使用中のもの

条約・法律において、規制の対象となるのは、製造及び輸出入になります。従いまして、現在ご使用中のガラス製水銀温度計に対する規制はございませんので、今後継続してご使用頂いても問題ございません。

②標準器としての使用を目的としたもの、水銀を含まない製品によって代替できないもの等

ガラス製水銀温度計の製造につきまして、下記のアンダーラインの製品につきましては、条約・法律の規制の適用除外となっておりますので、今後も製造・販売およびお客様の使用が可能になります。

＜水銀に関する水俣条約＞ 第四条 水銀添加製品 附属書A

次の製品は、この附属書から除外する。

(b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

(c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器

第一部 表内

水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるもの。

＜水銀による環境汚染の防止に関する法律＞

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）（特定水銀使用製品）

第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

十二 温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）

イ 計ることのできる最高の温度が三百度以下のものであって、目量が〇・五度以下のもの（ハに該当するものを除く。）

ロ 計ることのできる最高の温度が三百度を超え五百度以下のものであって、目量が二度以下のもの（ハに該当するものを除く。）

ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が二百度を超え五百度以下のもののうち、目量が二度以下のもの